

## 国民健康保険法に基づく国保事業費納付金の仮算定結果について

### 1 国保事業費納付金及び今回の仮算定の趣旨

- 国民健康保険制度は平成30年度から新たな制度に移行し、道が算定する市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の額が、各市町村の保険料決定の基礎となる。
- 納付金制度の導入により、現在異なっている市町村の保険料を平均的な水準に近づけていく。
- 今回の仮算定は、新たな制度への移行準備の一環として、一定の条件の下、納付金と各市町村の保険料とを比較することにより、保険料の変化の傾向を把握し、納付金の算定方法や激変緩和措置の対象範囲等を市町村と協議する際の参考とするもの。

### 2 納付金仮算定結果の保険料への影響（概要）

#### (1) 一人あたり比較（全道平均）

- ・ 納付金による保険料収納必要額 113,546円 (A)  
※H30年度からの国の財政支援増（一人あたり5千円）を加味。
- ・ H27保険料収納必要額 117,506円 (B)  
※決算補填目的の法定外一般会計繰入額等も保険料に換算。
- ・ 比較 (A)－(B) (伸び率) ▲3,960円 (▲3.4%)

#### (2) 個別市町村の状況（激変緩和措置をしない場合）

- ・ 仮算定で増加した市町村 85市町村  
うち増加率が30%以上 14市町村
- ・ 仮算定で減少した市町村 92市町村  
うち減少率が30%以上 5市町村  
(※大雪地区広域連合（東川町、美瑛町、東神楽町）は1市町村として集計。)

#### (3) 一人あたり比較が変化する主な要因

- ・ 全道平均と比べて当該市町村の国保加入者の所得が高い場合は増加し、低い場合は減少するため。
- ・ 市町村ごとへの交付金が道への一括交付となって、全道の保険料を引き下げる財源となり、従来の交付金との差し引きで、各市町村の財源が増減するため。

#### (4) 市町村ごとの仮算定結果

別紙「納付金仮算定による保険料の変化の状況【仮試算】」のとおり

### 3 主なスケジュール（予定）

- 平成28年11月 ・市町村に納付金仮算定結果を説明、意見聴取  
・北海道国民健康保険運営協議会の開催
- 平成29年 2月 ・「運営方針（原案）」議会報告、市町村からの意見聴取
- 平成29年 3月 ・パブリックコメント
- 平成29年 5月 ・北海道国民健康保険運営協議会からの「運営方針（案）」の答申
- 平成29年 6月 ・「運営方針（案）」議会報告
- 平成29年 7月 ・「運営方針」決定、公表

(別紙)

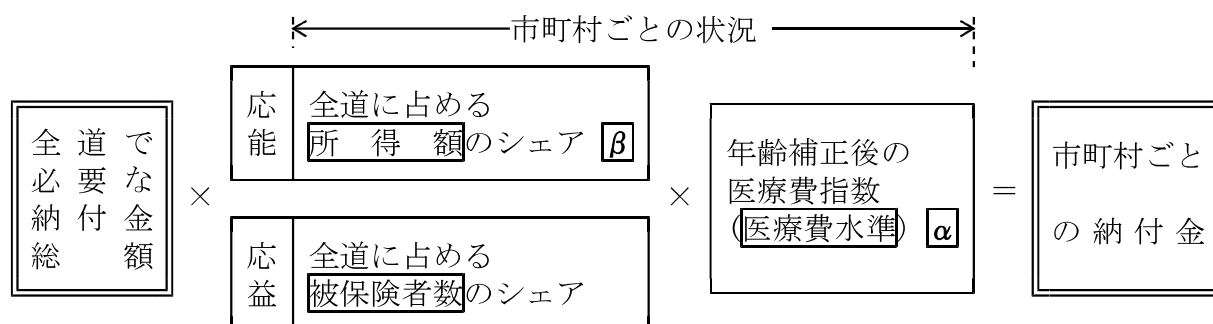
## 納付金仮算定による保険料の変化の状況【仮試算】

(単位：円)

番号	市町村名	一人あたり比較			モデル世帯の保険料 (所得(基礎控除後)200万円：夫婦2人)			備考
		納付金による保険料 収納必要額	H27保険料 収納必要額	伸び率(%)	標準保険料 による算定	H28保険料率 による算定	伸び率(%)	
		A	B	(A-B)/B	C	D	(C-D)/D	
	全 道	113,546	117,506	▲ 3.4	370,943	364,942	1.6	
1	札幌市	103,954	110,590	▲ 6.0	372,600	403,400	▲ 7.6	
2	函館市	98,986	115,059	▲ 14.0	391,400	470,000	▲ 16.7	
3	小樽市	93,942	100,295	▲ 6.3	364,500	520,700	▲ 30.0	
4	旭川市	99,135	114,671	▲ 13.5	394,900	402,600	▲ 1.9	
5	室蘭市	100,607	92,867	8.3	378,200	400,900	▲ 5.7	
6	釧路市	98,408	95,629	2.9	399,000	438,400	▲ 9.0	
7	帯広市	108,858	122,309	▲ 11.0	373,900	422,400	▲ 11.5	
8	北見市	114,270	118,606	▲ 3.7	363,600	402,800	▲ 9.7	
9	夕張市	109,569	95,959	14.2	378,500	401,100	▲ 5.6	
10	岩見沢市	112,073	125,944	▲ 11.0	388,000	423,500	▲ 8.4	
11	網走市	137,143	124,891	9.8	360,800	373,700	▲ 3.5	
12	留萌市	96,200	107,884	▲ 10.8	388,400	419,600	▲ 7.4	
13	苫小牧市	98,726	95,694	3.2	356,700	378,700	▲ 5.8	
14	稚内市	123,638	115,217	7.3	365,200	312,300	16.9	
15	美唄市	110,927	126,273	▲ 12.2	367,600	429,100	▲ 14.3	
16	芦別市	95,704	97,238	▲ 1.6	355,200	355,000	0.1	
17	江別市	106,583	97,933	8.8	363,500	338,600	7.4	
18	赤平市	84,153	73,043	15.2	350,000	412,000	▲ 15.0	
19	紋別市	144,211	132,512	8.8	362,300	334,400	8.3	
20	士別市	135,754	128,963	5.3	356,400	438,800	▲ 18.8	
21	名寄市	123,820	112,846	9.7	375,600	397,200	▲ 5.4	
22	三笠市	100,560	77,933	29.0	400,800	339,700	18.0	
23	根室市	146,591	133,346	9.9	382,300	403,100	▲ 5.2	
24	千歳市	107,204	111,735	▲ 4.1	369,600	368,300	0.4	
25	滝川市	100,172	107,925	▲ 7.2	361,000	387,600	▲ 6.9	
26	砂川市	98,914	98,672	0.2	365,000	375,400	▲ 2.8	
27	歌志内市	101,318	149,652	▲ 32.3	392,200	335,300	17.0	
28	深川市	127,504	112,377	13.5	386,100	415,000	▲ 7.0	
29	富良野市	131,743	127,330	3.5	362,800	436,600	▲ 16.9	
30	登別市	103,446	102,179	1.2	391,900	398,700	▲ 1.7	
31	恵庭市	107,676	110,241	▲ 2.3	369,100	389,800	▲ 5.3	
32	伊達市	115,035	104,147	10.5	386,200	393,400	▲ 1.8	
33	北斗市	98,391	105,008	▲ 6.3	370,500	415,900	▲ 10.9	
34	北広島市	111,050	98,820	12.4	383,000	347,000	10.4	
35	石狩市	102,511	120,046	▲ 14.6	372,300	352,000	5.8	
36	当別町	121,858	126,954	▲ 4.0	387,700	347,400	11.6	
37	新篠津村	159,796	133,572	19.6	371,700	264,300	40.6	
38	松前町	97,999	106,246	▲ 7.8	388,500	453,800	▲ 14.4	
39	福島町	104,223	144,354	▲ 27.8	362,700	452,000	▲ 19.8	
40	知内町	115,348	135,186	▲ 14.7	354,900	457,800	▲ 22.5	
41	木古内町	103,195	103,096	0.1	362,900	431,400	▲ 15.9	
42	七飯町	103,484	112,403	▲ 7.9	361,600	400,200	▲ 9.6	
43	鹿部町	121,472	166,385	▲ 27.0	359,900	451,900	▲ 20.4	
44	森町	122,675	139,254	▲ 11.9	391,900	347,400	12.8	
45	八雲町	130,803	131,973	▲ 0.9	374,000	426,600	▲ 12.3	
46	長万部町	126,896	171,169	▲ 25.9	357,600	462,200	▲ 22.6	
47	江差町	100,351	109,380	▲ 8.3	351,600	389,600	▲ 9.8	
48	上ノ国町	100,608	112,131	▲ 10.3	367,500	344,600	6.6	

## 納付金算定方法の概要

### 【 国のガイドラインによる納付金算定のイメージ図 】



- 道は、医療給付費等の見込みを立て、「全道に必要な納付金総額」を定め、市町村ごとの医療費水準、所得水準の差を考慮し、「市町村ごとの納付金」の額を算定。
- 医療費水準をどの程度反映するかは、係数 $\alpha$ により調整。  
 なお、その際、市町村が高額医療費（1件当たり80万円超）を共同負担する算定方法とすることも可能。  
 また、応能にのみ医療費水準を反映することも可能。
- 所得シェアをどの程度反映して、全道段階の応能割と応益割との割合をどのようにするかは、係数 $\beta$ により調整。

### 【 国のガイドラインで示された納付金算定の数式 】

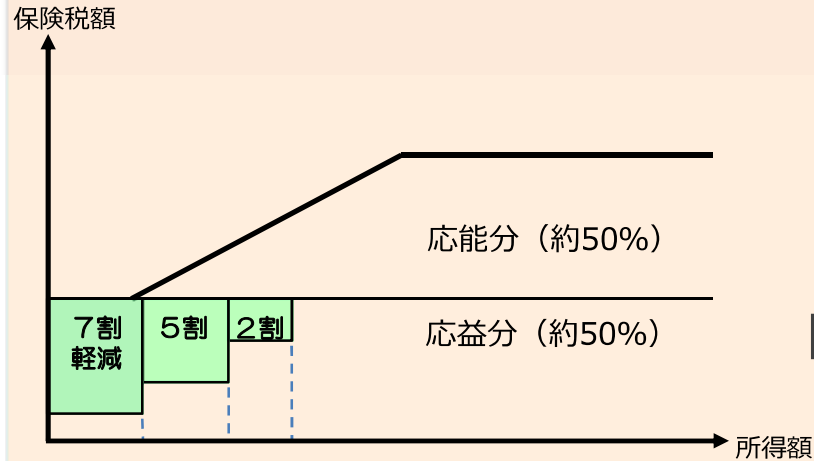
$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{市町村ごとの納付金の額}} \\
 & = (\text{全道に必要な納付金総額}) \\
 & \quad \times \{ \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \\
 & \quad \times \{ \beta \cdot (\text{所得のシェア}) + 1 \cdot (\text{被保険者数} \cdot \text{世帯数のシェア}) \} \div (1 + \beta) \\
 & \quad \times \gamma
 \end{aligned}$$

### 【 今回の仮算定における係数等の設定条件 】

- 高額医療費を共同負担する算定方法を導入。
- 医療費水準反映係数 ( $\alpha$ ) = 0.5  
 ※ 医療費水準をそのまま反映する ( $\alpha = 1$ ) よりも医療費水準の反映を緩和。
- 所得水準反映係数 ( $\beta$ ) = 0.75  
 ※ 道の標準的な設定値（全国平均に対する道の所得水準の比率（H28仮係数0.873））よりも所得水準の反映を緩和。  
 ※ 納付金算定における全道段階の応能割と応益割との割合は、43:57となる。

## 低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

### 1. 現行



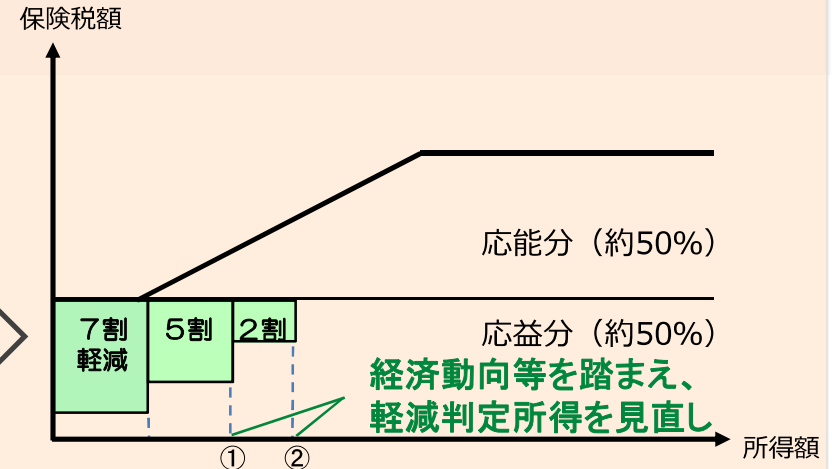
【現行】軽減判定所得（平成28年度）

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額  
＝基礎控除額(33万円)＋**26.5万円**×(被保険者数\*)

2割軽減基準額  
＝基礎控除額(33万円)＋**48万円**×(被保険者数\*)

### 2. 改正後



【改正後】軽減判定所得（平成29年度）

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額  
＝基礎控除額(33万円)＋**27万円**×(被保険者数\*)

2割軽減基準額  
＝基礎控除額(33万円)＋**49万円**×(被保険者数\*)

\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

### 改正内容

低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ引上げを実施。